

産業廃棄物処理実績報告書提出の手引き（令和4年度実績分）

八戸市では、産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理を推進するため、前年度の産業廃棄物処理実績を以下のとおり提出していただいております。

1 対象者

令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に、以下①又は②に係る八戸市の許可を受けていた者

① (特別管理) 産業廃棄物処分業者

(※ 移動式施設を用いて八戸市内で処分業を行う内容の許可を含む。)

② 産業廃棄物処理施設設置者 (自社処理のみ)

(※ ①以外で自社処理用の産業廃棄物処理施設設置許可を受けていた者)

2 報告の対象期間・内容

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の八戸市内における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）実績

※ただし、移動式施設を用いて八戸市外で処分した廃棄物は今回の報告対象になりません。

3 報告様式

業者区分	報告様式
① (特別管理) 産業廃棄物処分業者	様式1*
② 産業廃棄物処理施設の設置者 (自社処理のみ)	様式2

なお、各様式は八戸市ホームページ内（暮らし・手続き>ごみ・環境・ペット>公害・廃棄物>一般・産業廃棄物>産業廃棄物処分実績報告書について）に掲載しておりますので御活用ください。

※昨年度から様式を変更し、簡略化しました。ただし、帳簿等の管理台帳などから、従前の様式で報告書を作成するシステムを組んでいる場合など、新様式での報告書の作成に手間を要する場合などには、従前の様式で提出していただいても構いません。

4 報告期限

令和5年8月31日（木）

5 作成時の注意点

(1) 全般

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に八戸市の許可を持つ業者を対象としていますので、令和4年度中に許可の更新を行わなかった場合や廃業した場合等においても報告が必要です。

(2) 様式 1について

- ① 報告の対象は、八戸市の（特別管理）産業廃棄物処分業許可業者で、令和4年度に八戸市内で処分を行ったもの（自社処理を行ったものも含む）となります。
※移動式施設を用い八戸市外で処分したものは今回の報告対象から除きます。
- ② 八戸市内での処理実績がない場合は、空欄に「実績なし」と記入し提出してください。
- ③ **排出場所には実際に廃棄物が発生した事業場、工事現場の所在地の市町村名（県外の場合は都道府県名）を記入してください。**
- ④ 可能な限り（特別管理）産業廃棄物の種類、排出場所ごとに整理して記入してください。
- ⑤ 記入に当たっては、別添の記入例及び様式中の参考事項に留意してください。
- ⑥ 記入欄が足りない場合は様式をコピーして記入してください。

(3) 様式 2について

- ① 報告の対象は、産業廃棄物処理施設の設置者（自社処理のみ）で、令和4年度に八戸市内で処分を行ったものとなります。
なお、（特別管理）産業廃棄物処分業者は様式1での報告となりますので、
様式2の提出は不要となります。**（特別管理）産業廃棄物処分業者で自社処理を行った場合は、様式1に記入して提出してください。**
- ② 実績のない場合は空欄に「実績なし」と記入し提出してください。
- ③ 記入に当たっては、別添の記入例及び様式中の参考事項に留意してください。
- ④ 記入欄が足りない場合は様式をコピーして記入してください。

6 報告方法

様式に必要事項を記入の上、以下①～③のいずれかの方法で1部提出してください。

- ①電子メール（Excel ファイル）により提出

メールアドレス : kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

※件名に「(事業者名) 産業廃棄物処理実績に関する報告」と入力してください。

- ②「八戸市電子申請・届出システム」により提出

URL https://s-kantan.jp/city-hachinohe-aomori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=9679

- ③上記による提出が難しい場合は、郵送又は窓口にご持参ください。

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階